

平成24年度 事務事業点検シート

事務事業名	公平委員会運営事業		新規/継続	継続事業	整理番号	4005001000 - 001		
			分割/統合					
関連 予算 科目	会計	一般会計	事業の分割/ 統合の内容					
	款	総務費	事業所管課	公平委員会事務局				
	項	総務管理費	連絡先	(078)918-5041				
	目	公平委員会費	自治/法定	自治事務	開始年度	昭和 26 年度		
	事業	公平委員会運営事業	根拠法令 ・要綱等	地方公務員法、明石市公平委員会設置条例等				
施策分野			実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理				
個別計画								

事業の 目的	対象（誰を・何を）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の勤務条件</li> <li>・職員に対する不利益処分</li> </ul>
	意図（どういう状態にしたいのか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置要求の審査を通じ、職員の勤務条件に関して、当局より適切な措置が執られるべきことを要求する。</li> <li>・不利益処分についての不服申立てに対して公正かつ適正な審査を行う。</li> <li>・以上により人事行政の公正を図る。</li> </ul>

事業 内容	勤務条件に関する措置要求の審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22 0件 H23 0件 H24 0件(平成24年7月末現在)</li> <li>不利益処分についての不服申立てに関する審査</li> <li>・ H22 0件 H23 1件 H24 0件(平成24年7月末現在)</li> <li>勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談</li> <li>・ H22 0件 H23 1件 H24 1件(平成24年7月末現在)</li> <li>登録団体の登録(役員改選、規約の変更等の承認)</li> <li>・ H22～H24 6団体</li> <li>公平委員会規則の制定・改廃(管理職員等の範囲を定めることを含む)</li> <li>各公平委員会連合会等の総会・事務研究会への出席(各2回)</li> <li>・ 全国公平委員会連合会 H22 延4名、H23 延4名、H24 延4名(予定)</li> <li>・ 全国公平委員会連合会近畿支部 H22 延4名、H23 延2名、H24 延4名(予定)</li> <li>・ 兵庫県公平委員会連合会 H22 延6名、H23 延6名、H24 延4名(予定)</li> <li>・ 播淡地区公平委員会連合会 H22 延11名、H23 延4名、H24 延4名(予定)</li> </ul>
	委員会の開催	H21 5回、H22 4回、H23 5回、H24 4回(予定)

事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				24年度人員配置(人)		
				国・県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	正規	パート	その他
22決算	2,080	3,600	5,680	0	0	0	5,680	0.40	7人	0.00
23決算	2,082	3,400	5,482	0	0	0	5,482	0.00	0人	0.00
24当初予算	2,170	3,360	5,530	0	0	0	5,530	0.00	合計	0.40

23年度 決算 事業費 明細	区分(節)	内容	金額	24年度 当初 予算 事業費 明細	区分(節)	内容	金額
	報酬	公平委員報酬	1,697		報酬	公平委員報酬	1,697
旅費	各公平委員会連合会の総会、事務研究会への出席旅費	227	旅費	各公平委員会連合会の総会、事務研究会への出席旅費	282		
需用費	図書など	28	需用費	図書など	45		
使用料及び賃借料	口頭審理会場使用料	0	使用料及び賃借料	口頭審理会場使用料	12		
負担金補助及び交付金	各公平委員会連合会の負担金	130	負担金補助及び交付金	各公平委員会連合会の負担金	134		
合計			2,082	合計			2,170

整理番号	4005001000-001	事務事業名	公平委員会運営事業			
事業の成果	指標名	考え方・定義・式	単位	22年度	23年度	24年度見込み
	措置要求の件数	措置要求に関して公平審査することで、公正な人事権の行使と職員の権利利益の保護が図れる。	件	0	0	0
	不服申立ての件数	不服申立てに関して公平審査することで、公正な人事権の行使と職員の権利利益の保護が図れる。	件	0	1	0
	<p style="text-align: center;">指標で表せない成果</p> 人事行政の公平性を保障することで、市職員が安心して職務に専念することができる。					
事業の評価（所管課評価）	項目	評価	説明			
	必要性	高い	・地方公務員法に基づき定められた事務であり、市の事業として、市が主体となって実施する必要がある。			
	有効性	高い	・地方公務員法に基づき定められた事務であり、適正かつ公平に実施されている。 ・日頃から、各種連合会の事務研究会等に参加して、公平審査に係る知識の習得や研鑽に努めている。			
	効率性	高い	・最低限の事業費で運営している。 ・事務局職員は総務部法務課職員が併任し、少人数で運営している。			
評価：高い・やや高い・やや低い・低い						
今後の事業の方向性（所管課方針）	項目	判断	説明			
	事業の規模	維持	・地方公務員法に基づき定められた事務であり、必要性・有効性とも高いことから、現行のまま維持する。			
	手法の改善	維持	・地方公務員法に基づき定められた事務であり、必要性・有効性とも高いことから、現行のまま維持する。			
	事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止      手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止					
今後の事業展開方針						
地方分権の進展による行政需要や市民ニーズの多様化などに伴い、職員は多種多様な行政事務を適正に執行することが求められている。職員が住民によって期待されている役割を十分に果たすためには、人事行政の公平性が不可欠である。公平委員会は、不利益処分等に関する不服申立てや勤務条件に関する措置要求などの公平審査だけでなく、広く職員の苦情を処理する苦情相談制度の運用など公正な人事権の行使と職員の利益の保護を目的に今後も引き続き事務を継続していく。						

「今後の事業の方向性」は、平成24年8月末時点の所管課の方針であり今後変更する場合があります。